平成２８年（フ）第１０３号
兵庫県尼崎市富松町４丁目13番24号
債務者　玉木　康司
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１１号
兵庫県芦屋市高浜町８番２―1332号
債務者　太田留里子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
兵庫県朝来市山東町柿坪405番地１、住民票上の住所兵庫県朝来市和田山町東谷204番地　コーポ寿202
債務者　福井　知之
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲132番地　三根アパート205
債務者　三根　保子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３４号
佐賀県伊万里市立花町2300番地119　ファミール南ヶ丘102号
債務者　吉廣　千明
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０１号
神戸市北区広陵町２丁目188番地
債務者　小河　雅史
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
兵庫県揖保郡太子町鵤511番地１　フレグランス鵤　Ａ棟203号室、従前の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田３丁目８番地の２スクエア蒲田101号室
債務者　天野　茂行
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３７号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田1272番地
債務者　中島　節子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第９号
鹿児島県曽於郡大崎町野方5804番地４、前住所鹿児島県曽於郡大崎町野方5442番地８
債務者　池久保来巳
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
京都市左京区上高野隣好町13―１　コーポラス太田102、住民票上の住所京都市左京区岡崎西福ノ川町24番地５
債務者　尾崎丹佳子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
京都市左京区岩倉南河原町162番地　ヒルズ宝ケ池201号
債務者　楠田　由香
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
京都市南区久世中久世町１丁目131番地１　アザレア館207号
債務者　谷川治こと　李　　治根
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
京都市山科区御陵血洗町１番地９　メゾン村上104号
債務者　鈴木智恵子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
神奈川県伊勢原市高森台１丁目９番８号
債務者　小畠　元規
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８号
神奈川県秦野市平沢1105番地の１　ボヌール秦野Ⅰ　311号、前住所神奈川県座間市栗原中央５丁目19番25―１号
債務者　石井　幸弘
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１３号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番８―204号、前住所神奈川県厚木市棚沢262番地１　シェルスロープ101
債務者　藤田　桂子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部